

再入学



退学/除籍

□ p.34 ~ 35

玉川大学を中途で退学(依願退学)した者、あるいは除籍(授業料未納による除籍者)となった者が、再入学を希望する場合、欠員がある場合に限り選考の上、許可することがあります。

《再入学の流れ》

入試広報部で「再入学志願書」をもらう

再入学の申込要項に従い、授業運営課窓口にて出願資格を書面で確認

玉川大学再入学に関する 規程 【27 p.286 「再入学志願書」の提出

提出先:入試広報部

筆記試験および面接試験

当該学部による審査

合否決定(教授会の議を経て学長が決定)

再入学手続き(合格者のみ) 玉川大学再入学に関する規程第7・8条参照

再入学許可

●再入学出願資格

■ 再入学の資格を有する者

退学日または除籍日の次セメスターの開始日から再入学日までの期間が半年以上 10年以下の者で、以下のいずれかに該当する者

- (1) 依願退学者(学則第30条)
- (2) 授業料等未納による除籍者(学則第38条第3項) *ただし、未納分の学費を完納することが条件(再入学に関する規程第9条)
- 再入学の資格を有しない者
 - (1) 在学中に2回以上学習継続条件の警告を受けた者
 - (2) 懲戒による退学処分者(学則第37条)
 - (3) 最長在学年数の規程により、退学した者(学則第9条)
 - (4) 再入学した後、退学または除籍された者

●修業年限

学習継続条件

玉川大学学則

p.278 ~ 285

□ p.64

再入学生の修業年限は、退学または除籍以前の在籍年数と通算して4年とし、在学年数も退学または除籍以前のそれと通算して8年を超えることはできません。